

約款・規定集(個人のお客様用)新旧対照表

平成27年12月

平成27年12月18日より約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
特定口座約款	
附則	
(特定公社債等の特定口座への受入れに関する経過措置) 第1条 (省 略) 2～5 (省 略) 6 第1項から第3項までの規定により平成28年1月1日に当社に開設されている特定口座への受入れがされるものとして確定している特定公社債等であっても、お客様が当該特定公社債等につき同日前に譲渡を約定し、同日以後に受渡しされる場合には、特定口座約款第5条第1項の規定にかかわらず、原則として一般口座を通じた譲渡として取り扱います。ただし、お客様から売却の注文の際にお申出があるときは、特定口座を通じた譲渡として取り扱います。当社がこの取扱いを行う際、同日前の約定を一般口座で受付、同日以後に当該約定を取消し、改めて特定口座で約定させていただくことがあります。	(特定公社債等の特定口座への受入れに関する経過措置) 第1条 (省 略) 2～5 (省 略) 6 第1項から第3項までの規定により平成28年1月1日に当社に開設されている特定口座への受入れがされるものとして確定している特定公社債等につき、お客様が同日前に約定し、同日以後に受渡しされる譲渡をされる場合には、特定口座約款第5条第1項の規定にかかわらず、すべて特定口座を通じた譲渡として取り扱います。当社がこの取扱いを行う際、同日前の約定を一般口座で受付、同日以後に当該約定を取消し、改めて特定口座で約定させていただくことがあります。
平成27年12月18日改定	平成27年10月1日改定
電子交付サービス取扱規程	
第5条 本サービスにおける取扱い (1)～(4) (省 略) (5) (削 除)	第5条 本サービスにおける取扱い (1)～(4) (省 略) (5) 第2条第1項(1)に掲げる対象書面のうち、電子交付により提供される特定口座年間取引報告書および上場株式配当等の支払通知書には、お客様から告知を受けた個人番号は掲載されません。確定申告にご利用いただける個人番号が記載されたこれらの報告書および通知書は、別途、紙媒体によりお送りいたします。

以上